

議案第37号

加西市感染症の影響を受ける市民等の人権擁護に関する条例の制定について

加西市感染症の影響を受ける市民等の人権擁護に関する条例を、別紙のとおり制定する。

令和3年4月26日提出

加西市長 西村 和平

加西市感染症の影響を受ける市民等の人権擁護に関する条例

加西市は、ハンセン病等について過去の経緯から様々なことを学んできた歴史がある。私たちは、過去の差別・偏見の歴史から学んだことを生かして、今後、感染症を起因とする新たな差別的取扱い等が起こらないよう、また、誰もが安心して暮らすことができるよう、一人ひとりの人権を尊重するまちを目指して本条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、感染症の影響を受ける市民等の人権を擁護するため、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることで、感染症を起因とする差別的取扱い等を未然に防止するとともに、人権侵害等の被害に対する適切な相談支援を行うことで市民等が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 感染症 新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)その他の全国的かつ急速なまん延のおそれのある感染症であつて、市民生活に重大な影響を及ぼすものをいう。
- (2) 感染症の影響を受ける市民等 市内に住所を有する者、市内に通勤若しくは通学する者又は市内に滞在する者であつて、次のアからエのいずれかに該当する者をいい、当該者が所属する団体、地域等を含む。
 - ア 感染症に感染している者、感染しているおそれがある者、感染し治癒した者、感染している者と接触した者及びその家族
 - イ 医療、福祉等の業務に従事し、感染症に感染する可能性が高いと推測される者及びその家族
 - ウ 輸送、販売等の業務に従事し、感染症に感染する可能性が高いと推測される者及びその家族
 - エ 海外からの帰国者、訪日外国人、帰省者及びその家族
- (3) 事業者 市内に拠点を有する事業者その他の団体(学校等を含む。)をいう。
- (4) 差別的取扱い等 不当な差別、偏見、誹謗中傷、権利利益の侵害その他の人権侵害をいう。

(基本理念)

第3条 何人も、感染症の影響を受ける市民等の人権を最大限に尊重し、感染症に感染していること、感染のおそれがあること又は感染していたことを理由として差別的取扱い等をしてはならない。

(市の責務)

第4条 市は、差別的取扱い等を防止するため、感染症に関する正しい知識に基づく広報や教育活動等の必要な施策を継続的に行うものとする。

2 市は、感染症の影響を受ける市民等の人権を擁護するため、差別的取扱い等の実態を把握し、関係機関と連携して、差別的取扱い等の被害を受けた市民等に対する適切な相談支援を行うものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、第3条に掲げる基本理念や感染症に関する正しい知識と互いに思いやる心を持って、感染症の影響を受ける市民等に対して差別的取扱い等を行わないよう努めるとともに、これをなくすために市及び関係機関等の施策に協力するものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、第3条に掲げる基本理念や感染症に関する正しい知識を理解し、所属する者及びその家族が、感染症に感染していること、感染のおそれがあること又は感染していたことを理由に差別的取扱い等を受けることがないように努めるとともに、これをなくすために市及び関係機関等の施策に協力するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長期化し、感染者や医療従事者等、感染症の影響を受ける方への差別・偏見、誹謗中傷等が大きな人権問題となっており、加西市においても市民等への人権侵害の発生が懸念される状況である。加西市は、ハンセン病等について過去の経緯から様々なことを学んできた歴史があることも鑑みて、感染症の影響を受ける市民等の人権を擁護するため、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることで、感染症を起因とする差別的取扱い等を未然に防止するとともに、人権侵害等の被害に対する適切な相談支援を行うことで市民等が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すもの。

(後掲の政策等の形成過程説明資料参照)

政策等の形成過程説明資料

令和3年4月臨時会

議案等の件名	議案第37号	政策等の区分	計画・事業・ 条例
	加西市感染症の影響を受ける市民等の人権擁護に関する条例の制定について		その他()

①【政策等を必要とする理由】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長期化し、現在も感染者数の増加が続いています。国内各地では、感染者や医療従事者等、感染症の影響を受ける方への差別・偏見、誹謗中傷等が大きな人権問題となっています。加西市においても感染者が発生しており、市民等への人権侵害による被害の発生が懸念される所です。一方で、加西市は、ハンセン病等について過去の経緯から様々なことを学んできた歴史があります。私たちは、過去の差別・偏見の歴史から学んだことを今こそ生かしていくべきだと考えます。このような状況を踏まえ、感染症を起因とする差別的取扱い等を未然に防止するとともに、人権侵害等の被害に対する適切な相談支援を行うことで市民等が安心して暮らすことができる地域社会を実現するために、条例において必要な事項を定めようとするものです。

②【検討した他の政策等の内容】

③【他の自治体の類似する政策との比較】

令和3年2月26日現在確認できるものとして、53条例が制定されています。都道府県が12条例(うち、東京都は2条例)、市町村が41条例となっています。

④【総合計画における位置づけ】

基本方向	
基本計画	

○その他の計画(該当する場合にのみ記載)

計画名称	
策定年度	
計画期間	

⑤【関連する法令及び条例、規則】

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】

(単位:千円)

総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源
0				

(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

⑧【市民参加の状況】

有 ・ 無

(パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

北播人権擁護委員協議会加西部会9名、加西市人権教育協議会の構成団体7団体の代表者、加西市人権啓発員及び人権推進員12名から、「加西市感染症の影響を受ける市民等の人権擁護に関する条例(案)」に対する意見を聴取しました。

令和3年2月25日～令和3年3月21日の間にパブリックコメントを実施しましたが、提出された意見はありませんでした。

⑨【政策の効果予測】

加西市感染症の影響を受ける市民等の人権擁護に関する条例を制定することにより、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の影響を受ける方々への感染症を起因とする差別的取扱い等を未然に防止し、市民等が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与します。

担当部局	担当課	添付資料の有無
ふるさと創造部	人権推進課	有・ 無